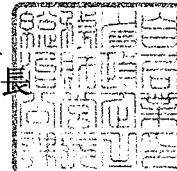


総財公第59号  
平成21年4月10日

各都道府県財政担当部長  
各都道府県市区町村担当部長  
各政令指定都市財政担当局長

殿

総務省自治財政局公営企業課長



### 第三セクター等改革推進債の取扱いについて（通知）

標記については、下記のとおりとするので、取扱いに御留意願います。  
なお、貴都道府県内の市区町村に対しても、その趣旨を周知されるよう格段の御配慮をお願いします。

記

#### 第1 対象団体

- 1 地方財政法（昭和23年法律第109号。以下「法」という。）第33条の5の7第1項各号に規定する
  - (1) 公営企業の廃止、
  - (2) 土地開発公社及び地方道路公社の解散又は業務の一部の廃止、
  - (3) 損失補償を行っている法人等の解散又は事業の再生に取り組む地方公共団体は、当該取組みが当該地方公共団体の将来の財政の健全な運営に資すると認められる場合には、同項の規定に基づき第三セクター等改革推進債を発行することができる。
- 2 第三セクター等改革推進債の発行に当たっては都道府県及び政令指定都市にあっては総務大臣の許可を、市区町村（政令指定都市を除く。）にあっては都道府県知事の許可をそれぞれ受けなければならない（法第33条の5の7第2項）。
- 3 法第33条の5の7第1項各号に規定する取組みについて地方公共団体の議会においても必要な議論を行い、第三セクター等改革推進債の許可申請に当たっては、あらかじめ議会の議決を得なければならない（同条第3項）。併せて、当該許可申請に当たっては当該取組みによる財政の健全化の効果等を記載した計画を提出しなければならない（同条第4項）。

#### 第2 対象経費等に関する留意事項

法第33条の5の7第1項及び地方債に関する省令（平成18年総務省令第54号。以下「省令」という。）附則第2条の3から第2条の6までに規定する経費



について、第三セクター等改革推進債を充てることができる。

なお、第三セクター等改革推進債の発行に当たっては、以下に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 公営企業の廃止（法第33条の5の7第1項第1号及び第2号）に関する留意事項

- ① 公営企業の廃止とは、当該地方公共団体、地方公共団体の組合又は地方開発事業団が当該公営企業に係る事業を行わないこととして当該公営企業に係る特別会計を廃止することをいうものであること。
- ② 公営企業の廃止に要する経費に係る第三セクター等改革推進債の発行可能額は、省令附則第2条の3各号に規定する経費の額の合算額から当該公営企業の資産の処分による収入をもって充てることができると見込まれる額を控除した額であること。

なお、資産の処分による収入は、公営企業の廃止の際得られると見込まれるものを見上するものであるが、後年度において更に資産の処分による収入が得られた場合にあっては、当該収入について第三セクター等改革推進債の繰上償還又は減債基金への積立て等の適切な措置を講じること。

- ③ 当該公営企業に係る施設及び設備の撤去並びに原状回復に要する経費については、当該公営企業に係る事業を行うために締結していた契約等に基づき当該施設又は設備の撤去に伴い負担する義務がある負担金等の支払に要する経費を含むものであること。

(2) 土地開発公社及び地方道路公社の解散又は業務の一部の廃止（法第33条の5の7第1項第3号）に関する留意事項

- ① 土地開発公社及び地方道路公社が行う業務の一部の廃止については、当該公社の定款の変更により明らかにされるもので、原則として以下に掲げるものを対象とする。

ア 地方道路公社

有料道路のうち、当該路線に係る料金収入をもって当該路線に係る維持管理費及び借入金利息を賄えない不採算路線の廃止（無料開放）

イ 土地開発公社

土地の再取得又は売却等の処分により、当該業務に係る借入金が確実に返済されると見込まれるもの以外のすべての業務の廃止

- ② 土地開発公社及び地方道路公社の解散又は業務の一部の廃止に要する経費に係る第三セクター等改革推進債の発行可能額は、省令附則第2条の5各号に規定する経費の額の合算額から当該公社の解散又は業務の一部廃止の際公社の資産の処分による収入をもって充てできると見込まれる額を控除した額であること。

なお、資産の処分による収入は、土地開発公社及び地方道路公社の解散又は業務の一部の廃止の際得られると見込まれるものを見上するものであるが、後年度において更に資産の処分による収入が得られた場合にあっては、当該収入について第三セクター等改革推進債の繰上償還又は減債基金

への積立て等の適切な措置を講じること。

③ 土地開発公社及び地方道路公社の解散又は業務の一部の廃止に伴い、当該地方公共団体が、当該年度の歳出として貸し付けた貸付金であって、その償還金が当該年度の歳入予算に計上されている短期貸付金に係る債務を免除する場合、当該免除に伴う歳入不足を補てんするため、第三セクター等改革推進債を充てることができるものであること（損失補償を行っている法人等の解散又は事業の再生（法第33条の5の7第1項第4号）に伴い、短期貸付金が当該年度内に償還されないこととなった場合においても同様に扱うこととする。）。この場合、業務の一部の廃止にあっては、当該廃止される業務に係る短期貸付金が対象となるものであること。

(3) 損失補償を行っている法人等の解散又は事業の再生（法第33条の5の7第1項第4号）に関する留意事項

① 法第33条の5の7第1項第4号に規定する経費に係る発行可能額の算定に関しては、地方公共団体が締結している損失補償に係る契約に基づき負担する必要がある額を対象としているものであること。

② 地方公共団体が、平成21年度以降に損失補償を行っている法人等の損失補償の額を増額し、又は貸付金の増額を行った場合には、当該増額された部分については、原則として、第三セクター等改革推進債の発行を認めないものであること（土地開発公社及び地方道路公社の解散又は業務の一部の廃止（法第33条の5の7第1項第3号）に際して、保証又は損失補償の額を増額し、又は貸付金の増額を行った場合にも、同様に扱うこととする。）。

③ 法第33条の5の7第1項第4号に規定する再生手続その他の総務省令で定める手続として省令附則第2条の8第1項各号に掲げる手続が規定されているが、同項第3号（特定調停手続）及び第4号に掲げる手続による場合には次の事項に留意する必要があること。

ア 省令附則第2条の8第1項第3号に規定する手続（特定調停手続）は、事業の再生を行う法人に係る資産及び負債について、私的整理に関するガイドライン、RCC企業再生スキーム、中小企業再生支援協議会の支援による再生計画の策定手順及び産業活力再生特別措置法（平成11年法律第131号）第2条第19項に基づく手続き（以下「特定認証紛争解決手続」という。）において用いられる資産評定のための評価基準と実質的に同じ基準によって評価を行うことが必要であること。

イ 省令附則第2条の8第1項第4号に規定する手続は、一般に公表された債務処理のための準則として、私的整理に関するガイドライン、RCC企業再生スキーム、中小企業再生支援協議会の支援による再生計画の策定手順及び特定認証紛争解決手続が該当すること。

ウ 省令附則第2条の8第2項第1号に規定する債務処理に関する専門的な知識経験を有すると認められる者は、当該手続で用いる私的整理に関するガイドライン、RCC企業再生スキーム、中小企業再生支援協議会

の支援による再生計画の策定手順又は特定認証紛争解決手続のそれぞれの準則において確認を行うこととされている者が該当するものであること。

(4) その他の留意事項

法第33条の5の7第3項に規定する議会の議決は、通常、当該経費に係る予算の議決と同時とすることが考えられる。

第3 発行条件

- 1 第三セクター等改革推進債の発行年度は、平成21年度から平成25年度までの5年度とする。
- 2 第三セクター等改革推進債に係る償還年限は、第三セクター等改革推進債の対象となる事業の性質、第三セクター等改革推進債を発行することによる当該地方公共団体の財政の健全化の効果、実質公債費比率及び将来負担比率の将来の見通し、当該地方公共団体の財政規模等を総合的に勘案して必要な最小限の期間とすることとし、10年以内を基本とするが、必要に応じ10年を超える償還年限を設定することができるものとする。
- 3 資金については、原則として、民間等資金（市場公募資金及び銀行等引受資金）とする。
- 4 充當率については、原則として、100%とする。

第4 第三セクター等改革推進債に係る許可申請の方法等

1 地方債同意等基準に基づく手続

第三セクター等改革推進債の発行の許可を受けようとする地方公共団体は、当該年度の地方債同意等基準（総務大臣告示）に基づき、事前に総務大臣が下記2による要望及びヒアリングを踏まえて都道府県及び政令指定都市ごとに通知する許可予定額（市町村分にあっては、これに基づき都道府県知事が通知する市町村ごとの許可予定額）の範囲内で行われる許可申請について許可すること。

- (1) 都道府県及び政令指定都市にあっては、総務大臣から通知された許可予定額の範囲内で起債申請額を定め、省令別記様式第二号及び別記様式第三号に準じた起債申請書により総務大臣に申請すること。
- (2) 市町村にあっては、総務大臣が各市町村の属する都道府県ごとに総務大臣から通知された許可予定額の範囲内で各市町村ごとに許可予定額を通知し、各市町村に通知された額の範囲内で許可額を定め、「第三セクター等改革推進債起債許可に係る協議書」（第1-2号様式）により都道府県知事が

ら総務大臣に協議すること。

## 2 第三セクター等改革推進債起債予定額調

第三セクター等改革推進債の起債を要望する場合には、次に掲げる(1)～(5)の書類を総務省に提出すること。

また、市町村が第三セクター等改革推進債を要望する場合には、各都道府県において取りまとめた(1)の書類及び各市町村から提出された(2)～(5)の写しを提出すること。

なお、要望内容については別途ヒアリングすることとしており、具体的日時等についても、毎年度別途通知する予定であること。

- (1) 第三セクター等改革推進債起債予定額一覧（第1号様式）
- (2) 第三セクター等改革推進債の発行により見込まれる財政の健全化の効果、実質公債費比率及び将来負担比率の将来の見通し、実質公債費比率及び将来負担比率を抑制するために必要な措置、実質赤字比率及び連結実質赤字比率の翌年度及び翌々年度の見通し等が確認できる資料（第2号様式）
- (3) 省令附則第2条の8第1項第3号に規定する手続による場合には、同号に規定する確認適格者が同号に規定する確認を行ったことが確認できる書類
- (4) 省令附則第2条の8第1項第4号に規定する手続による場合には、同号イ(2)に規定する確認適格者が同号に規定する確認を行ったことが事項が確認できる書類
- (5) 以上その他、確認が必要な書類として提出を求められたもの

## 3 起債許可申請に必要な書類

第三セクター等改革推進債に係る許可の申請に当たっては、法第33条の5の7第4項及び省令附則第2条の10の規定に基づき提出することとされている事項（第三セクター等改革推進債の発行により見込まれる財政の健全化の効果、実質公債費比率及び将来負担比率の将来の見通し、実質公債費比率及び将来負担比率を抑制するために必要な措置、実質赤字比率及び連結実質赤字比率の翌年度及び翌々年度の見通し等を定めた計画）（上記2の(2)の第2号様式）を許可の申請書に添えて提出すること。

また、法第33条の5の7第3項の規定に基づく議会の議決の写（議決済みである旨の議長の証明）を提出すること。

## 第5 財政措置

総務省は、第三セクター等改革推進債の支払利息の一部について、必要に応じて特別交付税措置を講じることとする。

## 第三セクター等改革推進債起債予定額一覧

許可予定年度:  
団体名:  
所属・担当者名:  
TEL:

区分	団体コード (1)	団体名 (2)	第三セクター等の改革に係る所要額 (3)	公営企業又は公社の資産の処分をもつて充てることができると見込まれる金額 (3)-(4)			借入条件			備考
				左の財源内訳 (4)	地方債 (5)	一般財源 (6)	借入先 (7)	年利率 (8)	償還期間 (9)	
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
合 計										

## (留意事項)

- (3)欄については、地方財政法第33条の5の7第1項各号に掲げる行為に要する経費に係る額を記入すること。
- (4)欄は、地方債に関する省令(平成18年総務省令第54号)附則第2条の3又は第2条の5に基づき記入すること。
- (11)欄については、据置期間を設定する合理的な理由がない場合は、「0」とすること。
- 都道府県市町村担当課においては、管内市町村分をどりまとめ、1枚に集約した上で提出すること。

## 第三セクター等改革推進債起債許可に係る協議書

許可予定年度:

団体名:

所属・担当者名:

TEL:

(単位:百万円、%、年)

区分	団体コード	団体名	第三セクター等の改革に係る所要額	公営企業又は公社の資産の処分をもつて充てることができる金額と見込まれる金額	左の財源内訳		起債許可予定額	借入条件			資金区分			備考		
					地方債	一般財源		借入先	年利率	償還期間	左のうち 据置期間	(14)	(15)	(16)	(17)	
1	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
15																
合 計																

## (留意事項)

- (3)欄については、地方財政法第33条の5の7第1項各号に掲げる行為に要する経費に係る額を記入すること。
- (4)欄は、地方債に関する省令(平成18年総務省令第54号)附則第2条の3又は第2条の5に基づき記入すること。
- (9)欄には、証券購入及び証券発行(募集、売出、交付)の別を記入すること。
- 証券発行の場合において、発行価格が償還金額を下回るときは、その発行価格差額を埋めるために必要な金額を起債申請額に加えた金額に至るまで発行できるものとする旨を備考欄に記入すること。
- (13)欄については、据置期間を設定する合理的な理由がない場合は、「0」とすること。
- 該許可(許可変更)申請に係る地方債の予算諸決算日等その他参考になる事項を備考欄に記入すること。
- 起債の許可変更申請を行つ場合は、当初の許可に係る数値等を今回の変更後の数値等を上側に( )書きで記入すること。
- 当該様式は都道府県市區町村担当課において作成すること。

## 【第三セクター等改革推進債の許可に係る財政の健全化の効果、実質公債費比率及び将来負担比率の将来の見通し等】

都道府県名		市町村名	
対象法人、公営企業会計等名			

(注1) 緑掛け部分に必要事項を記入すること。  
 (注2) 各項目につき、必要に応じて資料を付すこと。

## 1. 地方財政法第33条の5の7第1項各号に掲げる行為により見込まれる財政の健全化の効果


(注) 地方財政法第33条の5の7第1項各号に掲げる行為が、当該地方公共団体の将来における財政の健全な運営に資することを確認する必要があることから、当該第三セクター等に係る改革を行わない場合と比較して、当該地方公共団体の将来の財政負担がいくら軽減されるのか等について、可能な限り具体的かつ定量的に記入すること。

## 2. 「実質公債費比率」及び「将来負担比率」の将来の見通し

## (1) 実質公債費比率

① 実質公債費比率を抑制するために必要な措置


## ② 将来の見通し

(単位:%)

区分	第三セクター等改革推進債 発行年度 平成 年度	第2年度 平成 年度	第3年度 平成 年度	第4年度 平成 年度	第5年度 平成 年度	第6年度 平成 年度	第7年度 平成 年度	第8年度 平成 年度	第9年度 平成 年度	第10年度 平成 年度
実質公債費比率										

(注) 第三セクター等改革推進債の償還が終了する年度まで記入すること。

## (2) 将来負担比率

① 将来負担比率を抑制するために必要な措置


## ② 将來の見通し

(単位:%)

区分	第三セクター等改革推進債 発行年度 平成 年度	第2年度 平成 年度	第3年度 平成 年度	第4年度 平成 年度	第5年度 平成 年度	第6年度 平成 年度	第7年度 平成 年度	第8年度 平成 年度	第9年度 平成 年度	第10年度 平成 年度
将来負担比率										

(注) 第三セクター等改革推進債の償還が終了する年度まで記入すること。

## 3. 「実質赤字比率」及び「連結実質赤字比率」の翌年度及び翌々年度の見通し

(単位:%)

区分	第三セクター等改革推進債 発行年度 平成 年度	翌年度 平成 年度	翌々年度 平成 年度
実質赤字比率			
連結実質赤字比率			

## 4. 財産の管理及び処分に関する方針


(注) 地方財政法(昭和23年法律第109号)第33条の5の7第1項第1号に規定する行為に伴って当該地方公共団体の一般会計又は他の特別会計に属することとなった財産及び同項第2号から第4号までに規定する行為に伴って当該地方公共団体の所有に属することとなった財産の管理及び処分に関する方針について記入すること。